

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関する ご意見の募集について（結果概要）

平成16年12月17日
厚生労働省健康局
疾病対策課臓器移植対策室

厚生労働省は、当省ホームページにおいて平成16年11月2日から12月2日まで、臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関するご意見の募集を行いました。結果概要は以下のとおりです。

意見受領件数：78件（全て意見については別添参照）

1 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に賛成（43件）

〈主な意見内容〉

- ① 今回の取扱い(案)のとおり取り扱うことが望ましい。
- ② 「臓器の移植に関する法律」第2条（死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は尊重されなければならない。）により、提供の意思を尊重することとなっているので、尊重する仕組みを作るべき。
- ③ ドナーカードの記載不備で移植が受けられないのは、ドナーとレシピエントにとっても、お互い意思が尊重されないことになると思う。
- ④ 本人の署名のみ確認できれば、家族及び署名年月日などは未記入や誤記であっても、臓器提供に意思有りと判断するのが妥当。本人の署名がない場合は、意思確認ができないものとし無効とする方がよい。
- ⑤ この案が成立した際には、カード不備があった場合には、こういう解釈がなされます、ということを(社)日本臓器移植ネットワークより世間一般に広く公表すべき。

2 臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱い(案)に反対（22件）

〈主な意見内容〉

- ① 脳死段階においては、未だ死んでいないのに臓器を摘出することになるので原則として認めるべきではない。例外的に脳死段階で臓器を摘出することを認めてもよいのは、脳死の意味をよく理解している人が、生存中に明確に書面で脳死判定に従う意思を表示し、かつ臓器を提供する意思を表示している場合に限るべきであり、しかもその意思が真意にもとづき、かつ瑕疵がないことである。心臓死の場合の臓器提供の意思表示としてならば、厚生労働省の取扱い案のとおりでよい。
- ② 記載不備事例については、脳死判定に本人の同意を必要とする意味、臓器移植法制定時の議論や趣旨、脳死移植がどのような手順で行われるのかが、分かっていないのではないか。
- ③ 現在の日本の法律では、すべての脳死は人の死としておらず、所定の条件を満たした場合に限り、死とみなすことにしている。その条件の中にあるドナーカードについて、書き間違いを認めるなどの判断を緩めることには反対。
- ④ 財産より重い生命や身体に関する事柄は、財産相続の遺言以上に厳しい確認が求められるべき。カードの記載不備事例については、意思表示の証明として認められない。
- ⑤ 自由配布で個人が複数所有できる「カード」という形式自体に問題があると考えるので、多少の記載不備があっても構わない、とする今般の方針に反対。

3 個別の記載不備事例の取扱いについて（3件）

〈主な意見内容〉

- ① 1又は2に○だけの場合、提供する臓器の範囲をどのような判断のもとに特定されるのか。

- ② カード番号 1.に○があった場合でカード番号 3.に○と×がついている場合は、意思表示が明確で無いので提供は見送るべき。
- ③ ・「1. 脳死、2. 心臓死、3. 提供しない」の項に丸印が未記入の場合には、本人の意思不明であり、提供しない意思もあり得ることから、有効としてはならない。
- ・ 臓器欄に丸印のない場合には、いずれの臓器か不明であり、本人の意思を確認できず、第三者が有効とするのは推定であり、本人の意思ではない。
 - ・ 本人、家族欄の書き違いについては、家族が意図的に本人欄に書き、家族欄に本人に書かせ、「脳死」のときに、被虐待者などを早く死亡させる意図での悪用がおり得る。また、財産がからめば、意図的な操作がおり得る。

4 その他

(1) 臓器提供意思表示カードの様式の見直すべき (22件)

〈主な意見内容〉

- ① 自らの意思を不備なく記載できるよう、臓器提供意思表示カード及びリーフレットの記載内容を早急に改正する必要がある。
- ② 運転免許証や健康保険証に記載できるような簡潔な表示方法にして欲しい。

4 (2) 臓器提供意思表示カードの所持の確認について (1件)

〈主な意見内容〉

- ① 病院では脳死になった場合必ずドナーカードのチェックをするようにすべき。

4 (3) 臓器提供意思の確認についてより慎重に行うべき (4件)

〈主な意見内容〉

- ① 脳死と心臓死の違いを理解するためのチェックカードを用いるべき。
- ② 役所に所定の用紙があり、立会人のもとで必要事項を書き、印鑑を押すかサインをするぐらいの慎重さが必要。
- ③ 記載不備を防ぐために第3者がチェックをすべき。
- ④ ドナー登録のための厳格な本人の意思が確認できる公的な登録制度を検討すべき。

4 (4) 臓器提供意思表示カードの一層の普及啓発を行うべき (2件)

〈主な意見内容〉

- ① ドナーカードを広く配布すべき。
- ② 普及啓発をより一層行うべき。

4 (5) その他 (8件)

〈主な意見内容〉

- ① 15歳未満の子供の臓器提供を可能にすべき。
- ② 臓器移植法の法の改悪に反対する。
- ③ 現行の脳死判定基準に問題がある。

【参考】

① 意見提出者（個人）の年齢別・性別内訳

	男 性	女 性	男女計
10歳台	1	0	1
20歳台	1	4	5
30歳台	8	8	16
40歳台	11	10	21
50歳台	11	7	18
60歳台	7	0	7
70歳台	3	3	6
80歳台	1	0	1
不 明			1
年 齢 計	43	32	76

② 意見提出者（団体）：2団体